

入札契約制度の改善プロセスについて 大阪市

【基本的な考え方】

- 地方公共団体における入札契約制度の基本的な考え方につきましては、地方自治法をはじめとする関係法令の範囲内で、発注者である地方公共団体の実情に応じて改善を図っていくべきと考えています。
- そうした中で、府市連携の取組みとして、平成 24 年度に府市の検討会を設置し、入札契約制度に関する相違点について情報共有を行うとともに、入札契約制度の改善について検討協議を行っています。
- 入札契約制度を改正するにあたりましては、第三者機関の**大阪市入札等監視委員会**からの意見や助言をふまえて、内部組織の**大阪市入札契約制度改善検討委員会**で、その内容を決定しています。
- 今後とも、入札契約制度の改善プロセスの透明性を高めてまいります。

内部組織

大阪市入札契約制度改善検討委員会

（委員長：契約管財局担当副市長）

- ・ 入札契約制度改善策に関する調査検討
 - ・ その他必要な事項の調査検討
- を行っています

第三者機関

大阪市入札等監視委員会

- ・ 入札契約に関する制度改善についての意見具申を行っています
- このほか
- ・ 工事請負・業務委託等の個別契約の調査審議なども行っています

審議依頼

意見具申

法改正

国からの要請

請願・陳情・
団体からの
要望
など

国や他都市
の状況
府市検討会

不正・不適正
事案の発生
など